証券コード　3302
2022年３月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目５番１号
帝国繊維株式会社
代表取締役会長　白岩　強

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から本株主総会につきましては、当日ご出席に代えて、事前に書面（郵送）またはインターネット等による議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年３月29日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　2022年３月30日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
（日本橋髙島屋三井ビルディング９階）
日本橋ホール

3．目的事項

報告事項　1．第96期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第96期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款の一部変更の件

第３号議案　取締役６名選任の件

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

第５号議案　取締役報酬枠の一部改定の件

第６号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4．議決権の行使に関する事項

３頁の「議決権行使についてのご案内」および４頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

以　上

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.teisen.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

なお、監査報告書を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。

◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.teisen.co.jp/）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年３月30日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年３月29日（火曜日）
午後５時到着分まで



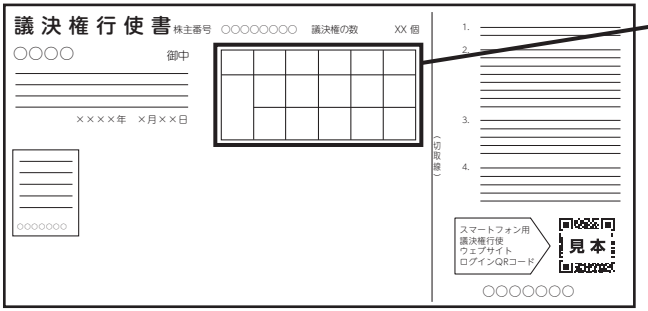
インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年３月29日（火曜日）
午後５時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5、6号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

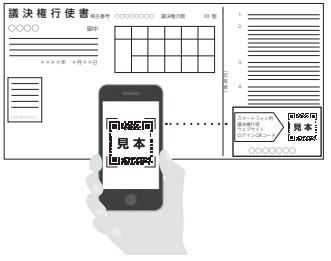
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　年末年始を除く９：00～21：00）

【議決権電子行使プラットフォームについて】
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第96期の期末配当につきましては、中期経営計画における諸テーマが着実に進展し、収益基盤の拡充が図られていることから、１株当たり45円といたしたいと存じます。

収益力の持続的拡大に向け、引き続き取り組んでまいります。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金45円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,190,290,725円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年３月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款の一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

（1）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

（2）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

（3）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新設） （新設）	（附則） （電子提供に関する経過措置） 第１条　変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ②前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ③本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンスの強化の観点から、独立性、中立性のある社外取締役の比率を引き上げ、取締役会での活発な議論の促進、外部知見・経験のさらなる活用を図るべく、取締役を３名減員し、取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	白岩　強（しらいわ　つよし） （1946年９月25日）	1969年４月　㈱富士銀行入社 1990年５月　同行北九州支店長 1992年６月　当社理事 1993年４月　当社理事管理部門長 1998年４月　当社理事管理部門長兼官特需部門長 1999年３月　当社取締役管理部門長兼官特需部門長 2001年３月　当社常務取締役 2003年４月　当社専務取締役 2007年２月　当社取締役副社長 2012年３月　当社代表取締役社長ＣＯＯ 2020年３月　当社代表取締役社長ＣＥＯ 2021年３月　当社代表取締役会長ＣＥＯ （現在に至る）	83,400株
2	桝谷　徹（ますたに　とおる） （1948年７月26日）	1975年４月　当社入社 1999年４月　当社防災統括部長 2004年４月　当社理事 2007年３月　当社取締役防災統括部長 2015年３月　当社常務取締役 防災事業全般　防災統括部長 2020年３月　当社取締役副社長 2021年３月　当社代表取締役社長ＣＯＯ （現在に至る）	13,800株
3	岡村　建（おかむら　たつる） （1964年３月26日）	1987年４月　㈱富士銀行入社 2012年４月　㈱みずほ銀行企業戦略第二部部長 2016年６月　当社理事 2017年４月　当社経営企画部長 2018年３月　当社取締役経営企画部長 2019年３月　当社常務取締役経営企画部長 2021年３月　当社取締役副社長 （現在に至る）	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	中尾 徹 (1966年7月11日)	1990年4月　当社入社 1996年5月　帝商㈱　出向 2010年4月　同社防災部長 2011年3月　同社取締役防災部長 2014年3月　当社防災統括部部付部長 2017年3月　当社取締役防災統括部市場開発グループ部長 2019年11月　当社取締役防災統括部送排水システムグループ部長 2020年3月　当社常務取締役防災統括部送排水システムグループ部長 (現在に至る)	11,800株
5	髙木裕康 (1961年5月11日)	1988年4月　弁護士登録 東京丸の内法律事務所入所 1997年1月　同事務所　パートナー 2015年3月　当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京丸の内法律事務所　パートナー	3,600株
6	深澤正宏 (1940年7月3日)	1964年4月　安田生命保険相互会社入社 1976年3月　同社秘書課長 1983年4月　同社秘書室長 1989年4月　同社人事部審議役 1989年6月　安田不動産㈱取締役ビル営業部長 1992年6月　同社常務取締役ビル営業部長 1993年6月　同社常務取締役総務部長 1995年6月　同社専務取締役 1999年6月　同社代表取締役社長 2007年6月　同社代表取締役会長 2015年6月　同社取締役会長 2017年6月　同社相談役 2019年3月　当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 安田不動産㈱　相談役	2,000株

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．社外取締役候補者である髙木裕康氏および深澤正宏氏以外の候補者を取締役候補者とした理由は、略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）欄に記載のそれぞれの経歴によって培われて

きた見識と専門知識、積み上げられた経験により、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できると判断したことによるものです。

3．髙木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役候補者であります。

（1）髙木裕康氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、当該見識を活かした客観的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等を期待したためであります。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員として取締役候補者の選定や報酬等の答申について関与いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって７年となります。

（2）深澤正宏氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合、指名報酬委員会の委員長として取締役候補者の選定や報酬等の答申について主導いただく予定です。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

4．当社は、髙木裕康氏および深澤正宏氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

5．当社は、髙木裕康氏および深澤正宏氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

6．役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年５月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き被保険者となります。

（1）補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。

（2）保険料は全額会社負担としております。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生 年 月 日）	略　　歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
荒牧幹人（あらまきみきと） （１９４８年７月２０日）	1972年４月　㈱富士銀行入社 2001年６月　同行執行役員大阪支店長 2002年６月　みずほ総合研究所㈱専務取締役 2005年３月　㈱ホテルグランドパレス取締役 2005年３月　㈱パレスホテル常務取締役 2007年３月　同社専務取締役 2014年３月　同社代表取締役社長 2020年３月　同社相談役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） ㈱パレスホテル相談役	1,000株

(注) １．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．荒牧幹人氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

３．荒牧幹人氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする契約を締結する予定であります。

４．当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。荒牧幹人氏が監査役に就任した場合には、同氏は役員等賠償責任保険契約の被保険者になります。

(１) 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。

(２) 保険料は全額会社負担としております。

第５号議案　取締役報酬枠の一部改定の件

当社の取締役の報酬枠は、2017年３月30日開催の第91期定時株主総会及び2019年３月28日開催の第93期定時株主総会において、年額600百万円（うち社外取締役12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っておりますが、指名報酬委員会における職務を含め社外取締役の責務は拡大しております。これらの事情等を勘案し、社外取締役の報酬につきましては50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、この報酬枠には第６号議案でお諮りしている新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board　Benefit　Trust）」にかかわる報酬額は含まないものといたします。

第３号議案が承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

第６号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、現在、当社の社外取締役以外の取締役を対象とした積立型退任時報酬及びストックオプションを導入しておりますところ、本議案は、かかる積立型退任時報酬制度及びストックオプション制度に代えて、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役と合わせて「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が会社業績にインセンティブを持ち、かつ株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております 。

本議案は、2017年３月30日開催の第91期定時株主総会及び2019年３月28日開催の第93期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額600百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含みません。）（以下、「既存金銭報酬枠」といいます。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。 なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、当社は、既存金銭報酬枠の内枠として、2020年３月27日開催の第94期定時株主総会において、職務執行の対価として毎年各人の貢献に応じた金額を積み立て、社外取締役以外の取締役の退任時に支給する積立型退任時報酬制度（以下、「積立型退任時報酬制度」といいます。）をご承認いただき、また、既存金銭報酬枠とは別枠として、2021年３月30日開催の第95期定時株主総会において、社外取締役以外の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の年額の上限を新株予約権50個に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額とすること、及びその算定方法（以下、「既存ストックオプション報酬制度」といいます。）をご承認いただいておりますが、本議案の承認可決を条件として、積立型退任時報酬制度及び既存ストックオプション報酬制度を廃止するとともに、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部及び取締役に対し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役において権利放棄することといたします 。

また、第３号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は４名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程

に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

（２）本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

（３）信託期間

2022年５月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年12月末日で終了する事業年度（以下、当該事業年度を「当初対象事業年度」といいます。）及びその後の各事業年度を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022年5月（予定））時に、当初対象事業年度に対応する必要資金として、864,265,250円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部及び取締役に対し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、該当する各取締役において権利放棄し、本制度に移行することとするため、当初対象事業年度に係る上記信託拠出額は、その点を勘案して算出しております。

また、当初対象事業年度後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として事業年度ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの事業年度に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の事業年度における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、各事業年度中、当該事業年度における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。 当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

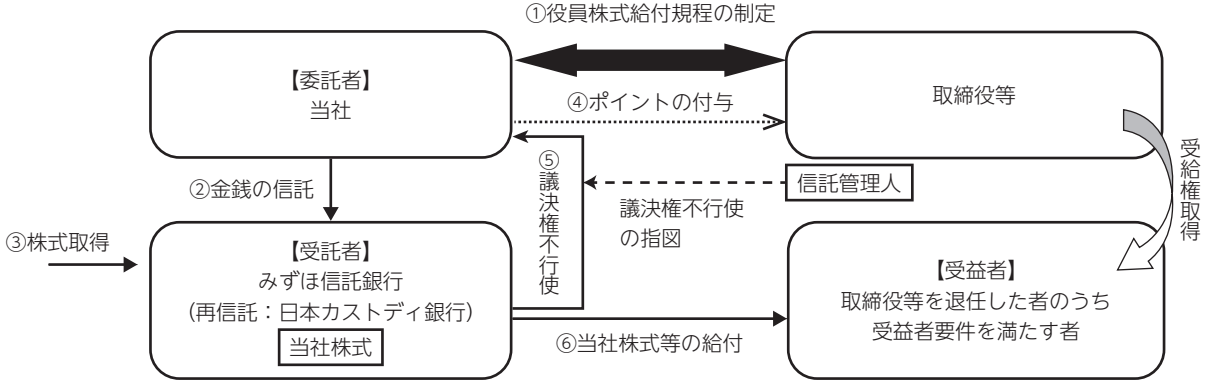
（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じ

て又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、当初対象事業年度につきましては408,250ポイントであるため、当初対象事業年度について本信託が取得する当社株式数の上限は408,250株となります。また、当初対象事業年度後の各事業年度の取締役等に付与するポイント数の上限は139,350ポイントであるため、当初対象事業年度後の各事業年度について本信託が取得する当社株式数の上限は139,350株となります。
本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。
（６）取締役等に給付される当社株式等の数の上限
取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、当初対象事業年度は66,840ポイントを上限とし、当初対象事業年度後の各事業年度は66,840ポイントを上限とします。執行役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、当初対象事業年度は72,510ポイントを上限とし、当初対象事業年度後の各事業年度は72,510ポイントを上限とします。
本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部及び取締役に対し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、該当する各取締役において権利放棄し、本制度に移行することとするため、当初対象事業年度に係る上記付与ポイント上限は、その点を勘案して268,900ポイントとしております。これらは、現行の役員報酬の支給水準、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のもののうち本制度への移行対象とすることが予定されているものの数及び内容、積立型退任時報酬制度における積立額、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。
なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。
下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。
（７）当社株式等の給付
取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場

合があります。
また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役等に対し、役員株式給付規程の定めに従い、上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。
なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。
取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。
（８）議決権行使
本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。
（９）配当の取扱い
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。
（１０）信託終了時の取扱い
本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（７）の記載に従って取締役等に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。

③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜ご参考：本制度導入後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1.基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬制度である株式給付信託から構成するものといたします。 なお、社外取締役に関しては、基本報酬のみの支給といたします。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給いたします。

3.業績連動報酬並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結経常利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給いたします。業績連動型株式報酬制度である株式給付信託につきましては、取締役の報酬と会社業績及び株式価値との連動性をより明確することを目的として導入いたしました。連結経常利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として算出されたポイントを役位ごと決定し、毎年一定の時期に付与します。取締役の退任時に、付与した累計ポイントに相当する自社株式及び金銭を支給いたします。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬から構成される固定報酬と賞与・株式給付信託から構成される業績連動報酬の割合は概ね50：50の水準といたします。

5.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定いたします。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長が、決定いたします。

以　上

提　供　書　面

事　業　報　告（2021年１月１日から 2021年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、２年以上に亘って猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相次ぐ緊急事態宣言の発出など、企業活動への影響は大きく、雇用環境や設備投資は弱含みの状態が続きました。また、新型コロナウイルス感染拡大の中、世界的な資源価格の上昇やサプライチェーンの混乱が続いており、経済の先行きは不透明かつ不確実な状態が続いています。

防災事業の分野では、新型コロナウイルス感染拡大の猛威により、多くの人命が奪われており、パンデミックへの備えは、人類が取り組むべき永続的なテーマであることが改めて認識されています。

また、近年、各地で局所的な地震が頻発しており、首都直下地震、南海トラフ地震、千島日本海溝地震による脅威もますます高まっています。10月の千葉県北西部を震源とする地震では、東京都区部で震度5強を観測し、交通や水道など、インフラ面での被害が発生し、都市基盤の脆弱さが改めて浮き彫りとなりました。７月には静岡県熱海市で豪雨による大規模な土石流が発生し、甚大な被害が発生しました。豪雨や暴風は毎年のように発生し、河川の氾濫や土砂災害を引き起こすなど、国民生活や企業活動に大きな混乱を生じさせています。

12月の大阪でのビル放火事件では、可燃性液体が施設内に持ち込まれ、大きな被害が発生しました。世界各地で発生するテロはもとより、特殊災害分野においても多くの人命が奪われるなど、災害リスクが広範なものとなっており、激甚化、多発化、多様化する災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）につきましては、麻素材の市場定着が進んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から市場は停滞しております。

一方、耐熱、耐切創、高強力など優れた機能を特徴とする高機能繊維につきましては、防護服分野に加え、EV向けなど資材分野での新たな用途や市場の開拓、新規商材の開発を進めております。

2020年度からスタートした第五次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2022」では、

≪　先進的防災事業を確立・発展させ
　　多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から
　　社会や事業の安心・安全を守る！　≫を目標に、

１．大量送排水システムによる新たな市場開拓
　　基幹産業のＢＣＰ対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献

2．セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く
　　セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大
3．防災特殊車輌ビジネスの確立
　　革新的な防災特殊車輌により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する
4．当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる
　　消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野で確固たる
　　業界№１の地位を確保する
5．消防ホース・防災車輌生産体制の刷新
6．収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

これらの取り組みの結果、国土交通省および自治体などから、大量送排水システム（ハイドロサブシステム）の受注獲得に成功しております。セキュリティビジネスにおいてはコロナ禍により訪日外国人旅行客が大きく減少している状況下にあっても、ロスプリベンション対策やテロ対策の必要性は高まっており、当社グループでは爆物検知器やボディースキャナーなどの商材開発への取り組みを強化しつつ、セキュリティビジネスの新たなフロンティアの開拓に取り組んでおります。

生産体制については、ホース工場としての鹿沼工場に次ぐ第二の拠点として下野工場を新設し、防災車輌の製造拠点として８月より稼働を開始いたしました。下野工場における防災特殊車輌の開発・製造拠点機能拡充のための設備新設（第Ⅱ期工事）および鹿沼工場におけるホース生産ラインの増設ならびに施設整備にも着手し、今後の当社事業を支える生産体制の刷新・再構築に鋭意取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は、329億９千３百万円（前期比2.0％増）、営業利益は49億１千万円（同17.2％増）、経常利益は56億９千３百万円（同17.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億７千８百万円（同17.7％増）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりです。

防災事業

防災事業では、前期業績に寄与した空港向けセキュリティ機材等の反動減があった一方で、原子力発電所向けなどの大型防災資機材が大きく売上を伸ばしたほか、空港用化学消防車や救助工作車も堅調に推移したことから、売上高は271億７千万円と前期に比べ18億７千３百万円増加しました。

当社は、消防防災を中心とする官需防災から原子力発電所・コンビナート・空港施設などを対象とする民需・産業防災にその事業領域を拡げてきました。急激な気候変動がもたらす、激甚化・多発化・多様化する自然災害に対し、先進的防災事業を確立させ、さらなる市場の深耕と拡大をもって、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。

繊維事業

繊維事業では、官公庁向け繊維資材の売上が減少したほか、コロナ禍により産業資材およびアパレル向け麻素材の売上が減少したことから、売上高は52億５千５百万円と前期に比べ12億１千３百万円減少しました。

不動産賃貸事業・その他

不動産賃貸事業・その他は、順調に推移しており、売上高は５億６千７百万円となりました。

当連結会計年度では、新型コロナウイルスによる業績への影響は軽微でありますが、今後につきましては地方財政の逼迫や円安、産業資材の高騰、半導体不足によるシャシ調達懸念、更にはサプライチェーンの不安定化も含め動向注視しつつ、「帝国繊維2022」で掲げた先進的防災事業の確立・発展を通じ、収益力の持続的拡大と企業価値の向上への取り組みに鋭意注力してまいります。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は32億７千４百万円で、主として防災車輌工場の建設、鹿沼工場のホース生産設備の増強に係る投資などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

⑶ 対処すべき課題

2020年度からスタートいたしました第五次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2022」では

≪　先進的防災事業を確立・発展させ
多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から
社会や事業の安心・安全を守る！　≫

を目標に、以下のテーマを推進しております。

1．大量送排水システムによる新たな市場開拓
　基幹産業のＢＣＰ対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献
2．セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く
　セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大
3．防災特殊車輌ビジネスの確立
　革新的な防災特殊車輌により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する
4．当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる
　消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野で確固たる
　業界No.１の地位を確保する
5．消防ホース・防災車輌生産体制の刷新
6．収益力の持続的強化を目指す

【大量送排水システムによる新たな市場開拓】

近年、スーパー台風や記録的な豪雨により、甚大な水害被害が日本各地で発生しています。洪水や高潮などによる被害の最小化は、国・地方自治体・企業が取組むべき共通の課題となっています。大量送排水システム（ハイドロサブシステム）による新たな市場を開拓し、水害対策に貢献してまいります。優れた商材と強力な営業力(体制)で、市場席捲を目指します。

【セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く】

爆物検知器やボディスキャナーなどにより、空港向けセキュリティビジネスは大きく発展いたしました。テロは世界的な拡がりを見せており、コロナ禍により訪日外国人旅行客は大きく減少していますが、今後もテロ対策などへの必要性は高まるものと思われます。セキュリティ商材の開発を強化し、空港を足掛かりとして、その先にある膨大なポテンシャルを秘めたセキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓いてまいります。

【防災特殊車輌ビジネスの確立】

多発化・激甚化する災害に備えるための消防・企業の防災対応力強化に対し、水利確保・水害対策用車輌や救助工作車を中心とした革新的な防災特殊車輌の開発・拡販をもって、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献してまいります。

【当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる】

消防防災を対象とする消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服は、当社防災事業の根幹をなす事業基盤です。技術を磨き、新たな商材を投入し、業界No.１の地位を確固たるものにすることを目指します。市町村消防の広域化、緊急消防援助隊の増設と機動力の強化など、消防防災の役割拡大・機能強化に貢献することを目指してまいります。

【消防ホース・防災車輌生産体制の刷新】

消防ホース・防災車輌の生産にかかわる人材・設備・生産技術に磨きをかけ、商品開発力向上・品質改善・コスト低減を進めてまいります。事業の発展を支える生産体制の刷新・高度化が緊急の課題であり、これを推進してまいります。

当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

何卒株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第 93 期 (2018年12月期)	第 94 期 (2019年12月期)	第 95 期 (2020年12月期)	第 96 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	29,656	35,393	32,332	32,993
経常利益 (百万円)	4,994	6,196	4,865	5,693
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,403	4,257	3,379	3,978
1株当たり当期純利益(円)	129.63	162.02	128.16	150.48
総資産 (百万円)	62,134	72,479	68,479	74,280
純資産 (百万円)	47,517	55,157	55,180	57,645
1株当たり純資産額(円)	1,787.53	2,070.68	2,062.07	2,151.26

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を第94期（2019年12月期）の期首から適用しており、第93期（2018年12月期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 93 期 (2018年12月期)	第 94 期 (2019年12月期)	第 95 期 (2020年12月期)	第 96 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	23,110	26,233	24,360	25,385
経常利益 (百万円)	4,182	5,165	3,948	5,144
当期純利益 (百万円)	2,892	3,609	2,799	3,670
1株当たり当期純利益(円)	110.17	137.36	106.18	138.81
総資産 (百万円)	54,823	64,567	60,209	65,445
純資産 (百万円)	42,200	49,193	48,638	50,794
1株当たり純資産額(円)	1,585.18	1,843.69	1,814.37	1,892.28

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を第94期（2019年12月期）の期首から適用しており、第93期（2018年12月期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

⑸ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
帝商株式会社	85百万円	100%	消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輌の販売、設計設備工事ならびに繊維製品の製造販売
テイセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販売、保険代理業
株式会社テイセンテクノ	30	100	防災車輌・機器の製造、保守

⑹ 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業		主要な製品および事業
防災事業	ホース	消防ホース（キンパイホース） 消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口径ホースなど
	防災資機材	救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
	車輌	救助工作車・その他特殊車輌など
	消防被服・防護服	防火衣・救助服・防護服など
繊維事業	麻製品（糸・生地）	純麻糸・織物（テイセンリネン） 麻テトロン混紡糸・織物（リネトロン）・その他混紡糸など
	特殊機能繊維製品	高強力・難燃繊維（アラミド繊維） 導電性繊維（エレクティ）など
不動産賃貸事業・その他		大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

⑺ **主要な営業所および工場**（2021年12月31日現在）

当社

本　　社	東京都中央区日本橋二丁目５番１号
鹿沼工場	栃木県鹿沼市府所本町197番地
下野工場	栃木県下野市下古山124番１号

子会社

帝商株式会社	東京都港区港南一丁目２番70号
キンパイ商事株式会社	大阪市淀川区西宮原二丁目１番３号
テイセン産業株式会社	東京都中央区日本橋小網町18番６号
株式会社テイセンテクノ	栃木県河内郡上三川町大字鞘堂2番1号

⑻ **使用人の状況**（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　　用　　人　　数	前連結会計年度末比増減
359（83）名	19名増（６名減）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増　減	平　均　年　齢	平均勤続年数
177（51）名	16名増（５名減）	40.5歳	11.9年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　97,600,000株

⑵ **発行済株式の総数**　27,394,400株（自己株式943,495株を含む）

⑶ **株　主　数**　16,241名

⑷ **大株主（上位10名）**

株　主　名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,101千株	7.94%
損害保険ジャパン株式会社	1,347	5.09
株式会社みずほ銀行	1,295	4.89
明治安田生命保険相互会社	1,290	4.87
西松建設株式会社	1,000	3.78
ヒューリック株式会社	936	3.54
株式会社モリタホールディングス	790	2.98
東京建物株式会社	698	2.64
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	671	2.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	644	2.43

(注) 1．持株数は千株未満を、持株比率は小数点第３位以下を、切り捨てて表示しております。
2．当社は自己株式943,495株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3．持株比率は自己株式(943,495株)を控除して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2013年３月28日	2014年３月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　95,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　88,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	2013年４月13日から 2043年４月12日まで	2014年４月12日から 2044年４月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　27個 目的となる株式の数　27,000株 保有者数　2人	新株予約権の数　28個 目的となる株式の数　28,000株 保有者数　2人

	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2015年３月26日	2016年３月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　91,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	2015年４月11日から 2045年４月10日まで	2016年４月15日から 2046年４月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　29個 目的となる株式の数　29,000株 保有者数　2人	新株予約権の数　30個 目的となる株式の数　30,000株 保有者数　2人

	第5回新株予約権（株式報酬型）	第6回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2017年３月30日	2018年３月29日
新株予約権の数	98個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　98,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	2017年４月21日から 2047年４月20日まで	2018年４月14日から 2048年４月13日まで
1株当たり払込金額	1,331円	1,596円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　30個 目的となる株式の数　30,000株 保有者数　2人	新株予約権の数　41個 目的となる株式の数　41,000株 保有者数　4人

	第7回新株予約権（株式報酬型）	第8回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2019年３月28日	2020年３月27日
新株予約権の数	100個	100個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　100,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	当社普通株式　100,000株 （新株予約権1個につき1,000株）
行使期間	2019年４月13日から 2049年４月12日まで	2020年４月14日から 2050年４月13日まで
1株当たり払込金額	2,010円	1,570円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　51個 目的となる株式の数　51,000株 保有者数　5人	新株予約権の数　57個 目的となる株式の数　57,000株 保有者数　5人

	第9回新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日	2021年３月30日	
新株予約権の数	31個	
目的となる株式の種類と数	当社普通株式　31,000株 （新株予約権1個につき1,000株）	
行使期間	2021年４月15日から 2051年４月14日まで	
1株当たり払込金額	1,624円	
1株当たり行使価額	1円	
役員の保有状況 取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数	31個
	目的となる株式の数	31,000株
	保有者数	7人

（注）　監査役が保有する新株予約権はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	白岩　強	最高経営責任者（ＣＥＯ）
代表取締役社長	桝谷　徹	最高執行責任者（ＣＯＯ）
取締役副社長	岡村　建	経営全般補佐　経営企画部担当 防災事業全般　防災統括部担当
常務取締役	中尾　徹	防災統括部送排水システムグループ部長
取締役	片野恭秀	防災開発部部長
取締役	髙橋信明	繊維営業部長
取締役	多賀谷毅	防災統括部送排水システムグループ 原子力チーム部長
取締役	髙木裕康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	深澤正宏	安田不動産株式会社相談役
常勤監査役	山口和良	
監査役	小林元	ヒューリック株式会社取締役専務執行役員 総合企画部長
監査役	松居隆	

（注）1．取締役髙木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役であります。
2．監査役小林元氏および松居隆氏は、社外監査役であります。
3．監査役山口和良氏および小林元氏は、金融機関および企業経営にかかわる長年の経験から、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。

4．当事業年度中における役員の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
白　岩　　強	代表取締役社長 最高経営責任者 （CEO）	代表取締役会長 最高経営責任者 （CEO）	2021年３月30日
桝　谷　　徹	取締役副社長 経営全般 防災事業全般 防災統括部担当	代表取締役社長 最高執行責任者 （COO）	2021年３月30日
岡　村　　建	常務取締役 経営企画部長	取締役副社長 経営全般補佐 経営企画部担当 防災事業全般 防災統括部担当	2021年３月30日

5．当社は、取締役髙木裕康氏、深澤正宏氏および監査役小林元氏、松居隆氏の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．当社と各社外役員とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第１項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

7．当社は取締役および監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます（但し、犯罪行為や意図的な違法行為により生じた損害等は補填対象外）。保険料は全額会社が負担しております。

⑵　取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会（2021年11月11日開催の取締役会において指名報酬委員会として役割を拡充）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう基本報酬に業績連動報酬を組み合わせた報酬体系としております。具体的には、基本報酬、積立型退任時報酬、業績連動報酬としての賞与および株式報酬型ストックオプションから構成されています。 なお、社外取締役に関しては、基本報酬のみの支給としております。

2.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、毎月支給する定例給与とし、各取締役の職責や役位に応じて支給しております。

3. 積立型退任時報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

積立型退任時報酬は、各取締役の貢献に応じた金額を毎期積み立て、取締役の退任時に累計額を支給しております。

4.業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与につきましては、連結経常利益を指標とし、その達成の程度を評価の基準として、総支給額を決定し、各取締役の職責や役位に応じて、毎年一定の時期に支給しております。当該指標を評価の基準としている理由といたしましては、企業価値の持続的な向上を図るためには収益力の向上が重要と考えており、中期経営計画においても達成すべき目標として年度ごと設定していることによるものです。

2021年度の連結経常利益額の水準とその報酬額は次のとおりであります。

連結経常利益額	報酬額
30億円未満	－
30億円以上　～　40億円未満	60,000千円
40億円以上　～　50億円未満	80,000千円
50億円以上　～　60億円未満	90,000千円
60億円以上	110,000千円

（注）連結経常利益額については、業績連動報酬控除前の数値であります。

5.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と当社の業績および株主利益の連動性を高めることを目的として、株主総会において承認された金額を上限として、各取締役の貢献度等を総合的に勘案して新株予約権の割当個数を決定し、支給しております。

新株予約権の割当状況については「3.会社の新株予約権等に関する事項」に記載しております。

6.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は、業績および株価により変動いたしますが、概ね60：40の水準としております。

７.取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会で決定しております。なお、基本報酬につきましては、取締役会で決定した役位ごとの報酬の範囲内で、取締役会から委任された代表取締役会長（白岩　強）が、決定しております。委任した理由は、それぞれの職責および貢献度、会社業績、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定するには、当社の業務執行を統括する立場である代表取締役会長が最も適していると判断したためです。

⑶ 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額（千円）				
		基本報酬	積立型退任時報酬	業績連動報酬	ストックオプション	計
取締役 （社外取締役）	9名 （2名）	208,650 （12,000）	60,000 （－）	89,980 （－）	50,344 （－）	408,974 （12,000）
監査役 （社外監査役）	3名 （2名）	27,500 （8,200）	－	－	－	27,500 （8,200）
合計 （社外役員）	12名 （4名）	236,150 （20,200）	60,000 （－）	89,980 （－）	50,344 （－）	436,474 （20,200）

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬枠は、2019年３月28日開催の第93期定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役２名）です。また別枠で、2013年３月28日開催の第87期定時株主総会において、取締役（社外取締役除く）に対するストック・オプション報酬額として、新株予約権100個（普通株式100,000株）に１個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただきました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（社外取締役除く）です。その後、2020年３月27日開催の第94期定時株主総会において、積立型退任時報酬制度の導入に伴い、新株予約権の付与個数の総数の上限を、年間50個（普通株式50,000株）に減ずる決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（社外取締役除く）です。なお、会社法改正を踏まえ、2021年３月29日開催の第95期定時株主総会において、改めて、新株予約権50個（普通株式50,000株）に１個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とすること、およびその算定方法について決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名（社外取締役除く）です。

3．監査役の報酬枠は、2017年３月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役２名）です。

⑷ 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役髙木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

・取締役深澤正宏氏は、安田不動産株式会社の相談役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

・監査役小林元氏は、ヒューリック株式会社の取締役専務執行役員総合企画部長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.54%を保有しております。

② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役　髙木　裕康	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として報酬等の内容について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役　深澤　正宏	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の報酬等への答申を主導しております。
監査役　小林　元	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　松居　隆	当事業年度に開催された取締役会８回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が１回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,630千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,880千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積りの算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑷ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務（非監査業務）として、新収益認識基準への移行に関するアドバイザリー業務を委託しており、その対価を支払っております。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．会社の体制および方針

⑴　業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

①　取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。

ロ．当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）における取締役および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。

ハ．当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。

ニ．当社は、通報相談窓口を設け、取締役および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

②　取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、営業担当取締役を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。

ロ．当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。

ハ．当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的に開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ．当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

ロ．監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。

ハ．上記⑥イ.に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

⑦　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社グループの取締役、監査役（当社子会社の監査役に限る）および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。

（ア）コンプライアンスに反する事項
（イ）各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項
（ウ）当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項
（エ）内部監査の状況およびリスク管理に関する状況

ロ．当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。

ロ．業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記⑴の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を２カ月に１度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹底・浸透にも努めております。

想定される事業上のリスクとその対応につきましては、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、２カ月に１度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであると考えておりますが、十分な時間や情報を提供せずに株主共同の利益を毀損するもの等の当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に上記決定を支配する者として適当ではないと判断します。

Ⅱ　基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という２つの価値ある事業を通じて、１世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

2020年度からスタートした第五次中期経営計画「帝国繊維（テイセン）2022」では、

≪　先進的防災事業を確立・発展させ
多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から
社会や事業の安心・安全を守る！　≫ を目標に、

１．大量送排水システムによる新たな市場開拓
基幹産業のＢＣＰ対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献
２．セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く
セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大
３．防災特殊車輌ビジネスの確立
革新的な防災特殊車輌により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する
４．当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる
消防ホース・防災車輌・資機材・防火衣等特殊被服の４事業分野で確固たる業界No.１の地位を確保する
５．消防ホース・防災車輌生産体制の刷新
６．収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

首都直下地震、南海トラフ地震の脅威はますます高まり、また相次ぐ記録的豪雨や暴風などの異常気象は、毎年甚大な風水害被害を日本各地にもたらしています。巨大地震や気候変動は、社会の安全・安心に対し、大きな脅威となっています。さらに、テロをはじめとする特殊災害のリスクも世界的な拡がりを見せており、多様化・甚大化する災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっています。

当社は、最新鋭の機材による先進的防災事業を推し進め、納入先企業等と強固なパートナーシップを築き、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、2011年３月30日開催の第85期定時株主総会においてその導入について株主の皆様のご承認をいただきました。その後、2014年３月27日開催の第88期定時株主総会、2017年３月30日開催の第91期定時株主総会および2020年３月27日開催の第94期定時株主総会において継続承認をいただき、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報（大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様の判断に必要と認める場合に公表することがあります。）提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合（大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等）には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社新株予約権の無償割当て（効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。）を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、対抗措置を講ずるほか、適用ある法令・金融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、2023年３月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、今後の本対応方針の継続についても、同様に、定時株主総会の承認を得ることとしております。

Ⅳ　対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、②当社の大規模買付行為に対する対抗措置が、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されていること、③大規模買付ルールの制定及び継続について、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいていること等から、対抗措置は、基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2020年２月14日付け掲載）」）をご参照ください。

連結貸借対照表

2021年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**40,842,050**	**流動負債**	**9,296,643**
現金及び預金	6,207,523	支払手形及び買掛金	6,037,970
受取手形及び売掛金	12,615,357	短期借入金	1,000,000
有価証券	12,349,975	長期借入金（返済1年以内）	44,000
商品及び製品	6,973,647	未払法人税等	1,162,546
仕掛品	1,075,943	役員賞与引当金	5,000
原材料及び貯蔵品	687,761	その他	1,047,125
その他	931,842	**固定負債**	**7,338,991**
固定資産	**33,438,606**	長期借入金	45,000
(有形固定資産)	**(10,305,237)**	預り保証金	597,503
建物及び構築物	4,441,659	繰延税金負債	6,143,970
機械装置及び運搬具	612,827	退職給付に係る負債	117,696
工具器具及び備品	240,450	役員退職慰労引当金	110,000
土地	3,718,906	資産除去債務	73,054
建設仮勘定	1,291,394	長期未払金	78,650
(無形固定資産)	**(396,284)**	その他	173,116
(投資その他の資産)	**(22,737,084)**	**負債合計**	**16,635,634**
投資有価証券	22,391,327	純資産の部	
退職給付に係る資産	84,880	**株主資本**	**42,749,204**
繰延税金資産	83,518	資本金	1,551,917
その他	177,359	資本剰余金	926,421
資産合計	**74,280,657**	利益剰余金	40,648,223
		自己株式	△377,357
		その他の包括利益累計額	**14,153,541**
		その他有価証券評価差額金	14,159,568
		繰延ヘッジ損益	△6,027
		新株予約権	**742,276**
		純資産合計	**57,645,022**
		負債及び純資産合計	**74,280,657**

連結損益計算書

自　2021年１月１日
至　2021年12月31日

（単位：千円）

科目	金額 内訳	金額 合計
売上高		**32,993,215**
売上原価		**23,266,062**
売上総利益		**9,727,153**
販売費及び一般管理費		**4,816,290**
営業利益		**4,910,863**
営業外収益		
受取利息	642	
受取配当金	740,662	
持分法による投資利益	2,328	
その他	53,640	797,274
営業外費用		
支払利息	3,871	
為替差損	3,520	
支払手数料	6,232	
その他	718	14,342
経常利益		**5,693,794**
特別利益		
固定資産売却益	53	
投資有価証券売却益	389,341	389,395
特別損失		
固定資産処分損	312,477	
事務所移転費用	41,137	353,614
税金等調整前当期純利益		**5,729,575**
法人税、住民税及び事業税		1,782,468
法人税等調整額		△31,627
当期純利益		**3,978,734**
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,978,734**

連結株主資本等変動計算書

自　2021年１月１日
至　2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,538,002	912,407	37,857,981	△377,146	39,931,245
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	13,915	13,915			27,830
剰余金の配当			△1,188,492		△1,188,492
親会社株主に帰属する当期純利益			3,978,734		3,978,734
自己株式の取得				△234	△234
自己株式の処分		98		23	122
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	13,915	14,013	2,790,241	△210	2,817,959
当期末残高	1,551,917	926,421	40,648,223	△377,357	42,749,204

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	14,491,960	37,933	14,529,893	719,722	55,180,860
連結会計年度中の変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					27,830
剰余金の配当					△1,188,492
親会社株主に帰属する当期純利益					3,978,734
自己株式の取得					△234
自己株式の処分					122
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△332,391	△43,960	△376,351	22,554	△353,797
連結会計年度中の変動額合計	△332,391	△43,960	△376,351	22,554	2,464,161
当期末残高	14,159,568	△6,027	14,153,541	742,276	57,645,022

貸借対照表

2021年12月31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**32,066,348**	**流動負債**	**7,677,914**
現金及び預金	673,215	支払手形	1,438,714
受取手形	696,297	買掛金	3,219,095
売掛金	9,880,690	短期借入金	1,000,000
有価証券	11,999,975	長期借入金（返済1年以内）	44,000
商品及び製品	6,724,700	未払金	301,469
仕掛品	702,602	未払費用	59,898
原材料及び貯蔵品	515,634	未払法人税等	1,070,888
前渡金	530,817	前受金	322,898
前払費用	56,720	預り金	126,233
その他の流動資産	285,692	役員賞与引当金	5,000
固定資産	**33,379,026**	その他の流動負債	89,716
(有形固定資産)	**(10,188,102)**	**固定負債**	**6,972,779**
建物	3,698,023	長期借入金	45,000
構築物	618,548	預り保証金	574,921
機械及び装置	301,448	繰延税金負債	6,136,107
車両運搬具	89,935	役員退職慰労引当金	110,000
工具器具備品	216,584	資産除去債務	28,100
土地	3,972,167	長期未払金	78,650
建設仮勘定	1,291,394	**負債合計**	**14,650,693**
(無形固定資産)	**(386,032)**	純資産の部	
(投資その他の資産)	**(22,804,891)**	**株主資本**	**35,898,573**
投資有価証券	22,277,797	資本金	1,551,917
関係会社株式	352,785	資本剰余金	926,421
前払年金費用	84,880	資本準備金	924,497
その他の投資	89,429	その他資本剰余金	1,923
		利益剰余金	33,797,591
		利益準備金	180,000
		その他利益剰余金	33,617,591
		配当引当積立金	120,000
		圧縮記帳積立金	188,332
		別途積立金	4,830,000
		繰越利益剰余金	28,479,259
		自己株式	△377,357
		評価・換算差額等	**14,153,831**
		その他有価証券評価差額金	14,159,859
		繰延ヘッジ損益	△6,027
		新株予約権	**742,276**
		純資産合計	**50,794,681**
資産合計	**65,445,374**	**負債及び純資産合計**	**65,445,374**

損　益　計　算　書

自　2021年１月１日
至　2021年12月31日

（単位：千円）

科目	金額 内訳	金額 合計
売上高		**25,385,668**
売上原価		**17,648,332**
売上総利益		**7,737,336**
販売費及び一般管理費		**3,436,707**
営業利益		**4,300,629**
営業外収益		
受取利息及び配当金	808,874	
雑収入	49,101	857,975
営業外費用		
支払利息	3,833	
為替差損	3,520	
支払手数料	6,232	
雑支出	573	14,160
経常利益		**5,144,444**
特別利益		
投資有価証券売却益	389,341	389,341
特別損失		
固定資産処分損	306,516	
事業所移転費用	4,982	311,498
税引前当期純利益		**5,222,287**
法人税、住民税及び事業税		1,567,705
法人税等調整額		△15,532
当期純利益		**3,670,114**

株主資本等変動計算書

自　2021年１月１日
至　2021年12月31日

（単位：千円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						配当引当積立金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,538,002	910,582	1,825	912,407	180,000	120,000	205,109	4,830,000	25,980,860	31,315,970	△377,146	33,389,234
当事業年度中の変動額												
新株の発行（新株予約権の行使）	13,915	13,915		13,915								27,830
剰余金の配当									△1,188,492	△1,188,492		△1,188,492
固定資産圧縮積立金の取崩し							△16,776		16,776	－		－
当期純利益									3,670,114	3,670,114		3,670,114
自己株式の取得											△234	△234
自己株式の処分			98	98							23	122
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）												
当事業年度中の変動額合計	13,915	13,915	98	14,013	－	－	△16,776	－	2,498,398	2,481,621	△210	2,509,339
当期末残高	1,551,917	924,497	1,923	926,421	180,000	120,000	188,332	4,830,000	28,479,259	33,797,591	△377,357	35,898,573

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	14,491,988	37,933	14,529,921	719,722	48,638,877
当事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					27,830
剰余金の配当					△1,188,492
固定資産圧縮積立金の取崩し					－
当期純利益					3,670,114
自己株式の取得					△234
自己株式の処分					122
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△332,129	△43,960	△376,090	22,554	△353,536
当事業年度中の変動額合計	△332,129	△43,960	△376,090	22,554	2,155,803
当期末残高	14,159,859	△6,027	14,153,831	742,276	50,794,681

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月10日

帝国繊維株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣　持　宣　昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲　斐　靖　裕

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月10日

帝国繊維株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	剣　持　宣　昭	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲　斐　靖　裕	

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月14日

帝国繊維株式会社　監査役会

常勤監査役　　山口和良 ㊞

社外監査役　　小林　元 ㊞

社外監査役　　松居　隆 ㊞

以　上

メモ欄

定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
日本橋髙島屋三井ビルディング９階
日本橋ホール
電話　03－6281－9493



■　最寄駅　JR東京駅　八重洲北口より徒歩５分
東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅　直結

（ご注意）
※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。